

群会議の話題

第448号

2022年10月7日発行
大田区西蒲田6-17-4
東京土建大田支部
TEL 3731-5527
FAX 3735-1537
HP: <http://doken-ota.jp>
メール: info@doken-ota.jp
©10月1日組織人員
現在4,332人

今月のテーマ

秋の拡大は終盤戦に突入 目標達成に向け手を尽くそう

9月からスタートした秋の拡大月間も、残すところあと2週間（群会議時点）となりました。組合では前半戦の目標として、9月末までに目標（組織人員の3・5%）の半数に到達することを掲げましたが、いま一步、目標には届きませんでした。しかし、このまま足踏みをしているわけにはいきません。

まずは、いま声をかけている加入対象者の話を詰めましょう。話が止まっているのであれば、その理由を確認し、加入の可能性を探りましょう。

現在の新加入者の多くは、事業所によるものです。組合未加入の社員や外注職人がいないか、あらためて事業所に声掛けしましょう。特に外注の方には一人親方労災保険を、組合加入のメリットとして訴えてみましょう。

また、お子さんといっしょに、春から仕事をするようになった仲間はいませんか。仕事に就いて半年間、そろそろお子さんも自分で土建国保に加入してはどうかと勧めてみて下さい。話の進め方としては、仕事上で困って

いることなどはないか、尋ねてみましょう。「元請け業者から労災保険への加入を求められている」「アスベスト関係の講習を受けないといけない」など、困りごとを聞き取る中で、「それなら東京土建で対応できるよ」ということも少なくないはず。具体的な問題解決を通じて、東京土建をアピールしましょう。

組織拡大（組織人員の増加）は組合の力の源です。10月末まであきらめずに、あらゆる可能性を探って、目標達成に向けてまい進しましょう。

拡大と脱退防止は組織増勢の両輪

組織増勢には脱退防止も重要です。特に誤解や情報不足での脱退は、絶対に防止しなければなりません。社会保険への移行を考えている事業所や、法人設立を計画している仲間がいたら、まずは組合に相談するように勧めて下さい。社会保険に加入すると、土建国保に戻ることは出来ないのです。慎重に検討する必要があります。拡大とあわせて、脱退防止にも協力をお願いします。

どけんカレンダー (2022年10月9日~11月19日)

日	月	火	水	木	金	土
9	10	11	12	13	14	15
10月		拡大行動日		拡大行動日		
			分会執行委員会			
16	17	18	19	20	21	22
		拡大行動日		拡大行動日		
群会議			分会集約会議			
23	24	25	26	27	28	29
		拡大行動日		拡大行動日		
30	31	1	2	3	4	5
		11月				
6	7	8	9	10	11	12
						分会執行委員会
13	14	15	16	17	18	19
						分会集約会議
			群会議			

◆当面の予定◆

★無料法律相談(予約制)
日時 10月20日(木)午後2時
11月9日(水)午前10時
受付 支部会館2階

★税務相談会(予約制)
日時10月24日(月)午前10時
受付 支部会館2階

★建築相談会(随時受付)
相談を希望される方は
支部にお問合せ下さい。

※分会、群の会議日程は、
地区により前後しますので
必ず確認してください。

白抜きの日は業務休止

秋の住宅デー開催へ 地域住民にアピールしよう！

新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止が続いていた住宅デーを今秋に開催します（昨年度は支部会館にて合同開催）。地域住民

から開催の日程・催し物の問い合わせがあり、地域住民に定着したイベントとなっているので積極的に開催へ向けて準備をしましょう。更なる地域との根強い関係構築のため、多くの仲間が参加すること

で多種多様な催し物を開き、より活気があり、地域住民が立ち寄りたくなるイベントを心がけていきましょう。

また、住宅デーは組合員交流という側面もあります。日頃からの活動に参加している仲間への労をねぎらい、組合歴の浅い仲間や、拡大月間で加入した仲間、普段イベントに参加できない仲間には積

事業所セミナー

《インボイス制度の概要と問題》

インボイス登録事業者になると、これまで免税事業者だった方も課税事業者になります。23年10月から登録事業者になるには原則3月31日までに登録申請する必要があります。

セミナーでは、これから始まる制度の内容と問題点について学習します。

日程：10月24日（月）

場所：生活センター大集会室

時間：午後7時～8時30分

定員：60人

締切：10月21日（金）

又は定員到達次第

講師：東京南部会計 佐伯和雅 税理士

※問い合わせ・申込は支部事務所

(3731-5527)

極的にコミュニケーションを取っていき、みんなで思い出に残る住宅デーにしていきましょう。

◆コロナ申請の変更点◆

新型コロナウイルス第七波の影響を受け、国保感染症手当金の適用期間が9月30日から12月31日までに延長されました。

また、厚生労働省から療養期間の見直しが行われた関係で、国

保加入者が申請できる感染症手当金と、組合員が申請できる傷病見舞金について申請できる療養期間の取り扱いが変更になりました。

●傷病見舞金

9月7日以降の陽性判定で療養期間が明記されていない場合は7日間の労務不能期間となります。

●国保感染症手当金

8月31日以降の陽性判定で療養期間が明記されていない場合は

7日間の休業期間となります。

※いずれもMY HERISSの証明画面等、期間が明記されていない場合で、保健所や医師の証明で療養期間が明記されている場合はそちらに準ずることとなります。詳細は支部まで電話でお問い合わせ下さい。

◆支部集団健診の案内◆

支部では組合員とその家族の健康を守るため、また健診受診率の向上を目指して休日の集団健診を推進しています。開催要項は以下の通りです。

〔日時〕 11月27日（日）

午前9時～

〔会場〕 支部会館

（大田区西蒲田6-17-4）

〔定員〕 100人

〔申込〕 申請書を記入して支部へ直接FAX・郵送して下さい

〔締切〕 11月18日（金）

◆財務省ハガキ要請行動◆

先月に引き続き、今月もはがき

要請行動月間です。土建国保は、

補助金と保険料の収入で運営されています。安定した国保運営のためには現行水準の補助金が毎年必要で、保険料の大幅引き上げにつながらないためにも私たちの運動が大切です。要請はがきは予算要求としてしっかり役立っています。組合員の生の声が届けられるよう、今月も群会議での記入、提出に皆んなで協力しましょう。

◇注意点

▽職種の記入
会社員や事務員という記入ですと、何の業種なのか不明です。

建設会社の社員や設計事務所の事務員などのように明確な記入をお願いします。

▽自分の住所・氏名を記入
必ず自分の住所・氏名を記入して下さい。住所・氏名の修正や書き換えは認められないので注意して下さい。

※記入する前の注意点として、表面の宛名と裏面の要請文が逆さまにならないよう注意して下さい。